

株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟

子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得

株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟

所在地：新潟市

事業内容：高速道路の維持管理

労働者数：309人



●行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月30日
- 2 行動計画の内容
 - ① 平成27年10月までに、子の看護休暇の時間単位での取得を認めるなど、制度を拡充する。
 - ② 平成28年4月までに、小学校就学前の子を持つ社員が希望する場合、所定外労働が免除される制度を導入する。
 - ③ 子育てに関する社内制度についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

●行動計画の取組内容

- ・ 平成27年10月1日付で育児・介護休業規定の改正を行い、子の看護休暇の時間単位での取得が可能となった。
- ・ 平成28年4月1日付で育児・介護休業規定の改正を行い、小学校就学前の子を持つ社員が希望する場合、所定外労働が免除される制度を導入した。
- ・ 子育てに関する社内制度についてのパンフレットを作成し、平成28年4月1日に社内掲示板から労働者に周知を行った。

●その他の取組

- ・ 社員の健康増進、業務の効率化推進（業務の計画的執行体制の確立等）のため、ノー残業デーを実施した。

くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。または男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。(平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：男性労働者のうち育児休業等をした者が1人以上いること。)
＜労働者が300人以下の企業の特例＞
上記5. を満たさない場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たす。
 - ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
 - ②計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。
 - ③計画期間とその開始前一定期間(最長3年間)を合わせて、男性の育児休業等取得率7%以上。(平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：計画の開始前3年以内に育児休業等を取得した男性労働者がいること)
 - ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。
＜労働者が300人以下の企業の特例＞
上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①と②のいずれも満たしていること。
 - ①フルタイムの労働者党の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満。
 - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。